

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰の影響に直面している低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

支給対象

ひとり親世帯 および ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

支給額

児童1人当たり一律5万円

※本給付金は、世帯区分または他市町村で既に受給している場合は、重複しての受給はできません。

申請手続き

下記表の「ひとり親世帯」の①または「ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯」の④に該当する方には、6月30日(木)に児童手当等の手当受給口座へ振り込みしています。

それ以外の支給要件に該当する方が本給付金を受ける場合は申請が必要です。令和5年2月28日(火)までに子育て健康課の窓口に直接持参または郵送で申請書類を提出ください。申請に必要な書類は、子育て健康課窓口または市ホームページで取得、確認できます。申請書を受理後、申請内容を確認し、支給要件に該当した場合は速やかに指定口座に振り込みします。

支給対象	支給要件	申請手続き
ひとり親世帯	①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方	不要
	②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します）	必要
	③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	必要
ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯	④令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方で、令和4年度の住民税均等割が非課税である方など	不要
	⑤上記④以外の方で、高校生（平成16年4月2日（障害児は平成14年）から平成19年4月1日までに生まれたお子さん）のみを養育している方で、令和4年度の住民税均等割が非課税である方など	必要
	⑥上記④⑤以外の方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変した方で、令和4年度分の住民税の均等割非課税である方と同様の事情にあると認められる方	必要

※支給要件の詳細などは、市ホームページをご確認いただくか下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先・申請先】子育て健康課 電話42-2111（内線304、309）

児童扶養手当「現況届」のお知らせ

児童扶養手当を受給されている方には、**所得額**および**受給者**の資格情報を確認するため、毎年「現況届」の提出をお願いしています。

対象となる方には、関係書類を7月末に郵送しますので、必要事項をご記入の上、**下記提出期間内に必ず持参し、提出してください。**

提出されない場合は、11月以降の手当（翌年1月支給分）が受けられなくなります。

提出期間 8月1日(月)～8月31日(水)

持参する物 ①現況届用紙、②養育費等に関する申出書、③児童扶養手当証書、④その他必要書類（5月末に送付済みの一部停止除外事由届出書など）

提出先 子育て健康課、稲垣出張所、車力出張所
※つがる出張所では受け付けていません。

【問い合わせ先】子育て健康課 電話42-2111（内線309）



最大 20,000 円分

第2弾

マイナンバーカードで マイナポイント

ポイントの申し込みが始まっています！



マイナンバーカードの普及促進と消費喚起、生活の質の向上につなげるため、令和4年1月1日からマイナポイント第2弾が開始されました。

このマイナポイントを電子マネーなど、ご希望のキャッシュレス決済サービスで受け取るためには、別途申し込みが必要です。

マイナンバーカードを
新規取得すると
(※1、※2)

5,000 円分

健康保険証としての
利用申し込みを行うと
(※3、※5)

7,500 円分

公金受取口座の登録を
行うと
(※4、※5)

7,500 円分

- ※1 マイナポイントの申し込みを行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買い物をすると、その金額に対し25%(最大5,000円)のマイナポイントが付与されます。
- ※2 マイナンバーカードをすでに持っている方で、マイナポイント第1弾の申し込みをしていない方も対象となります。(第1弾で、すでに5,000円分のマイナポイントを受け取っている場合は対象外)
- ※3 マイナポータルやセブン銀行ATMなどから利用申し込みができます。すでに健康保険証として申し込み済みの方も対象となります。
- ※4 マイナポータルなどから公金受取口座の登録を行うことができます。
- ※5 令和4年6月30日以前にマイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みや公金受取口座の登録をすでに済ませた方も、マイナポイントをもらうための申し込みが別途必要です。

マイナポイントの申し込み方法

9月末までにマイナンバーカードの申請が必要です。
ポイントの申込期限は令和5年2月末まで！

マイナポイントを受け取るためには、マイナポイントの予約（マイキーIDの設定）と申し込み（利用するキャッシュレス決済サービスの選択）が必要です。マイナンバーカードの読み取りに対応しているスマートフォンやパソコンなど、ご自身の端末から手続きできます。

スマートフォンの場合は、「マイナポイントアプリ」をインストールし「マイキーID」を設定する必要があります。パソコンの場合は、「マイキーID作成・登録準備ソフト」をインストールし、ICカードリーダーを接続の上、「マイキーID」を設定する必要があります。

市民課窓口でマイナポータル利用コーナーを設置しサポートしています

マイナポイントを申し込むにあたり、対応する機器がない方や設定方法に不安がある方などを支援する「マイナポータル利用コーナー」を市役所1階市民課窓口を設置しています。ぜひご利用ください。

マイナンバーカードをまだお持ちでない方へ

マイナポイントを利用するためにはマイナンバーカードが必要です。市民課では申請手続きのサポートを行っており、顔写真の撮影から申請まですることができます（稲垣・車力出張所でも可能）。申請の際は、交付申請書または運転免許証や健康保険証などの本人確認書類をご持参ください。スマートフォンやパソコン、郵便、証明用写真機でも申請することができます。ご不明な点や詳細などは市民課へお問い合わせください。

休日の臨時窓口のご案内
▼日時：7/24(日)
8時半～17時
▼場所：市役所1階市民課窓口

【問い合わせ先】マイナポイントについて デジタル推進室 電話42-2111（内線440）
マイナンバーカードについて 市民課 電話42-2111（内線266）